

伊丹市立伊丹スポーツセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市立伊丹スポーツセンターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市宮ノ前1丁目1番3号 伊丹市立文化会館内  
名 称 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団  
代表者 理事長 二宮 叔枝

2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年12月1日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

## 団体の概要

### 1 設立日

平成 4 年 2 月 1 2 日

### 2 資産の総額

5 1 9 , 8 9 3 , 6 6 3 円

### 3 構成員数

評議員数 1 2 名

役員数 1 4 名 (理事 1 2 名, 監事 2 名)

職員数 1 7 8 名 (臨時職員 1 1 0 名含む)

### 4 目的

伊丹市における芸術・文化, 生涯学習及びスポーツの振興に関する事業を行うことにより, 市民の文化意識の向上及び健康の増進を図るとともに, 地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること。

### 5 事業

- (1) 芸術・文化, 生涯学習及びスポーツに関する各種事業
- (2) 芸術・文化, 生涯学習及びスポーツに関する調査及び研究
- (3) 芸術・文化, 生涯学習及びスポーツに関する資料の収集及び情報の提供
- (4) 伊丹市の芸術・文化施設, 生涯学習施設及びスポーツ施設の管理
- (5) 伊丹市の芸術・文化事業, 生涯学習事業及びスポーツ事業の受託
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業